

平成29年度第15回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成29年11月6日
担当部・課：総務部秘書広報課〔内線4022〕

① 件名
石巻市復興まちづくり情報交流館中央館の指定管理者の指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 復興まちづくり情報交流館中央館は、平成27年9月からまちづくり等に関連する団体から選出された者が中心となって設立された「石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会」を指定管理者として指定しているが、指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了となる。 【目的】 効果的、効率的な施設の運営やサービスの提供を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年12月19日条例第321号） 石巻市復興まちづくり情報交流館条例（平成26年12月22日条例第49号） 石巻市指定管理者制度導入基本方針 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 【〔震災復興計画との整合性 <input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 1 新たな防災体制の構築 (4) 震災記録の継承
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年10月 指定管理者指定申請書及び書類の審査 指定申請に基づく指定管理者の候補者の選定

⑤ 主な内容	
1 施設概要	
施設名	石巻市復興まちづくり情報交流館 中央館
所在地	石巻市中央二丁目8番11号
施設規模	建物の構造：軽量鉄骨造平屋建、延床面積：136.71 m ²
施設機能	交流スペース、復興まちづくり展示スペース、震災復興プロセス展示スペース
2 指定する法人又は団体	
指定候補者	石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会 代表 後藤 宗徳 事務局 一般社団法人石巻観光協会 石巻市鑄銭場8-11
選定方法	非公募
選定理由	石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会は、まちづくり等に関連する団体から選出された者が中心となって設立された団体であり、情報交流館の管理運営に市民や専門家等の意見を反映し、より質の高い情報発信・交流が可能である。また、平成27年9月から復興まちづくり情報交流館中央館の指定管理者として、公共性・公益性を重視し、質の高いサービスの提供と利用の促進に努めており、復興情報の発信や施設の運営を適切に行っていることから、引き続き指定管理者として選定するものである。
3 指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
4 運営形態	
開館時間	午前9時30分から午後6時まで。交流スペースについては午後9時まで延長することができる。
休館日	毎週火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日。12月29日から翌年1月3日。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】	
復旧・復興状況に合わせた来館者への適切な案内や見学コース等のアドバイスなど、効果的な復興情報の発信が図られる。	
外国人館長や英語が堪能な日本人スタッフによる英語での案内が可能のため、外国人の来館者や国内外メディアへの的確な対応が図られる。	
【市財政への負担】	
平成30年度指定管理料 9,000千円	
債務負担行為 平成32年度までの協定書に基づく指定管理料	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成29年12月	市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正予算案について提案
平成30年 3月	指定管理者に係る基本協定書の締結
4月	指定管理者に係る年度協定書の締結、指定管理の開始
⑨ その他	
○復興まちづくり情報交流館各館の指定管理期間	
・中央館（指定管理期間：H27.9.1～H30.3.31）	
・北上館（指定管理期間：H28.4.1～H31.3.31）	
・牡鹿館（指定管理期間：H28.4.1～H31.3.31）	
・雄勝館（指定管理期間：H28.6.1～H31.3.31）	
※指定管理者は、いずれも石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会	